

# 婦人消防隊員等福祉共済制度事務取扱要領

## 1 加入の手続

### (1) 市町村等

市区町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）の婦人消防隊及び婦人防火クラブ等（以下「婦人消防隊等」という。）の事務担当者は、加入を希望する婦人消防隊等毎に様式2の「婦人消防隊員等福祉共済制度加入申込書」（以下「加入申込書」という。）を3部作成し、そのうち2部を加入日の属する月の15日までに所属都道府県消防協会に送付する。

なお加入申込書には、「加入者番号」、「氏名」、「フリガナ」、「生年月日」、「年齢（加入時点での年齢）」、「健康状態」を漏れなく記入する。

### (2) 都道府県消防協会

市町村等から加入申込書を受理したときは、記載事項（特に年齢記入及び健康チェックがされているか）を確認のうえ、加入申込書下段の都道府県消防協会欄に受付印等を押印して、そのうち1部を加入日の属する月の25日までに日本消防協会に送付する。なお残りの1部を都道府県消防協会の控えとする。

## 2 掛金の払込手続

### (1) 市町村等

加入申込書により、掛金額を算出のうえ、様式1の「婦人消防隊員等福祉共済制度掛金送金通知書」（以下「掛金送金通知書」という。）を作成し、加入日の属する月の15日までに所属の都道府県消防協会へ2部送付する。

同時に、掛金送金通知書に記載の金額を、所属都道府県消防協会に送金する。なお、送金方法については所属都道府県消防協会が指定するものとする。

### (2) 都道府県消防協会

市町村等から受理した掛金送金通知書により様式5の「婦人消防隊員等福祉共済制度都道府県集計通知書」（以下「集計通知書」という。）を作成し、掛金送金通知書を添付のうえ、加入日の属する月の25日までに日本消防協会に送付する。

同時に、集計通知書に記載の金額を日本消防協会指定の口座へ振込む。

### 3 補充加入の手続

#### (1) 市町村等

共済保障期間の途中において加入者が退隊又は退会したとき、その後任として入隊又は入会した者へ共済保障の権利を引き継ぐことができる。これを補充加入という。

補充加入する場合は、遅滞なく様式3の「婦人消防隊員等福祉共済制度脱退者通知書」(以下「脱退者通知書」という。)および様式4の「婦人消防隊員等福祉共済制度補充加入申込書」(以下「補充加入申込書」という。)を各3部作成し、所属都道府県消防協会へ各2部提出する。この際、脱退する者については脱退者通知書に必要事項を記入し、「補充加入の有無」欄に「」、「」で有無を記入するものとする。

なお補充加入申込書を作成するに際しては、補充加入者の加入者番号は新規番号とする。

#### (2) 都道府県消防協会

市町村等から脱退者通知書および補充加入者の申込書が提出された場合には、必要事項が記入されているかどうか確認し、早急に日本消防協会へ申込書等を送付する。

### 4 共済金の請求と支払の手続

#### (1) 市町村等

共済金受給事由が発生したときは、その都度、共済金支払請求書(様式6)を作成し、必要な証明を得て、次に規定する必要書類とともに、都道府県消防協会に送付する。

#### (2) 請求に必要な書類

- ア 弔慰金の場合、受取人が配偶者以外の場合は、受取人の死亡の記載があり、受取人との関係が判る戸籍謄本を1部添付する。なお、受取人において同順位者が二人以上あるときは、同順位者と加入者との関係が判る戸籍謄本と、同順位者全員分の代表受取人への委任状及び印鑑登録証明書の添付が必要となる。
- イ 防災活動に従事中の事故により死亡又は重度障害状態となった場合、及び入院した場合には、市町村等の首長又は消防本部の長が証明した事故等状況書(様式7)を添付する。

ウ 前年度の保障期間における請求で、前年度の加入申込書に健康チェック記載がされていないときは、加入時に健康であった旨の証明書を必ず添付するものとする。

( 3 ) 都道府県消防協会

市町村等から上記の書類を受理したときは書類を確認し、早急に日本消防協会に送付する。

( 4 ) 共済金の支払

日本消防協会は、共済金支払請求書に基づき審査を行い、共済金は所属都道府県消防協会を経由のうえ市町村等へ交付する。したがって、加入した市町村等は、取扱金融機関口座等を予め所属都道府県消防協会に届けておくこと。

## 5 事務費の交付

日本消防協会から都道府県消防協会及び市町村等に加入者数を基礎に事務費を交付する。事務費の交付時期及び交付額は別に定める。

## 6 更新の手続

毎年4月1日の更新日前に、日本消防協会から更新の案内をする。なお当共済は消防団員福祉共済制度とは違い、更新時に加入条件を満たしていない者の継続加入を認めないため、留意すること。

なお、更新日に入院中でありかつ更新前の保障期間内において、同一の原因による入院期間が120日を満たしていない者については、特別に更新することができる。

## 7 その他

この事務取扱要領に定めていない事項については、別途日本消防協会が指示するものとする。